

埼玉県警察本部訓令第6号

埼玉県警察鉄道警察隊に関する訓令を次のように定める。

昭和62年3月11日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察鉄道警察隊に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察本部地域部鉄道警察隊の運営に関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 勤務関係
- 事件・事故等の処理基準
- 活動範囲及び活動内容
- 警乗実施基準

等である。